

5 - 4 車両総重量

5 - 4 - 1 テスタ等による審査

(1) 自動車の車両総重量は、重量計等その他適切な方法により審査したときに、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、同表の右欄に掲げる重量を超えてはならない。(保安基準第4条関係)

自動車の種別	車両総重量 (t)	
	最遠軸距 (m)	
セミトレーラ以外の自動車	5.5 未満	20
	5.5 以上 7 未満	22 (長さが 9 m 未満の自動車にあつては、20)
	7 以上	25 (長さが 9 m 未満の自動車にあつては 20、長さが 9 m 以上 11 m 未満の自動車にあつては 22)
セミトレーラ	5 未満	20
	5 以上 7 未満	22
	7 以上 8 未満	24
	8 以上 9.5 未満	26
	9.5 以上	28